

建 第 735 号  
平成 12 年 10 月 26 日

土 木 事 務 所 長 様

建 築 住 宅 課 長

堆肥舎（家畜排せつ物処理・保管施設）の取扱いについて（通知）

このことについて、日本建築主事会議基準総則部会において建設省から下記により取扱うよう指導がありましたので、通知します。

記

次の条件（農林水産省畜舎設計規準・解説）を満たす堆肥舎（家畜排せつ物処理・保管施設）については、サイロと同様に建築物でなく、工作物（貯蔵槽その他これらに類する施設）として取り扱うものとする。

- (1) 内部に堆肥(家畜排せつ物)等を貯蔵するものであること。
- (2) 内部に堆肥等を投入する場所、排出する場所等の必要最小限の部分を除き密閉されていること（屋根面及び側面が樹脂板等で覆われていること）。
- (3) 内部が堆肥等で満たされる構造となっており、堆肥スペースと柱との間隔を建設上最小限(作業スペース等の床面は存しない)とし、かつ、繰り返し等の作業が機械化されること等により、これらの作業を内部に人が入って行うことのない構造となっているもの。